

寄監発第17号  
令和6年8月26日

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町監査委員 花輪 敏男  
寄居町監査委員 吉田 正美

令和5年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の運用状況並びに健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について  
(報告)

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項、第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和4年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の運用状況、健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 令和5年度寄居町各会計決算審査意見書

## 1 審査の対象

- (1) 令和5年度寄居町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度寄居町公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和5年度寄居町水道事業会計利益の処分及び決算
- (6) 令和5年度寄居町下水道事業会計利益の処分及び決算
- (7) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- (8) 各会計決算付属書類

## 2 審査の期間

令和6年8月6日（火）、7日（水）、8日（木）の3日間

## 3 審査の手続

審査に付された令和5年度寄居町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、成果説明書並びに水道・下水道事業会計決算報告書類について、寄居町監査基準に準拠し、決算計数に誤りはないか、予算執行は関係法令及び予算議決の趣旨に沿って的確かつ効率的になされているか、出納事務並びに財産の取得、管理及び処分は適正に処理されているか等を主眼に、関係職員の説明を聴取しつつ、あわせて例月出納検査及び定例監査の結果も参考に、慎重に審査を実施した。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果並びにその算定の基礎となる報告書類が適正に作成されているか等を主眼として審査を行った。

## 4 審査結果

令和5年度寄居町各会計決算及び付属書類等は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は、関係諸帳簿と符合し正確であると認められる。

また、予算の執行についても、適正であると認められる。

公有財産、物品及び基金のそれぞれの増減については、関係諸帳簿と照合した結果、その計数は、正確で、適正に管理、運用されているものと認められる。

審査に付された令和5年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び第22条第1項の規定に基づく資金不足比率報告書並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、いずれの比率とも早期健全化基準を下回り、「実質公債費比率」は3.1%で前年度より0.1ポイント改善し、「将来負担比率」は10.0%で、前年度より2.5ポイント改善し、いずれも良好な状態であると認められる。

審査に付された水道事業会計、下水道事業会計及び公設浄化槽事業特別会計の「資金不足比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各事業会計とも資金の不足は生じておらず、いずれも良好な状態であると認められる。

なお、公設浄化槽事業特別会計は、令和6年度から公営企業会計へ移行となつた。

令和5年度の決算の状況は、以下のとおりである。

一般会計は、歳入決算額142億8191万1千円、歳出決算額136億5488万1千円である。歳入歳出差引額（形式収支）は6億2703万円で、翌年度へ繰り越すべき財源6012万5千円を差し引いた実質収支は5億6690万5千円の黒字決算となった。

特別会計は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び公設浄化槽事業特別会計の3会計全体で、歳入総額42億2931万1千円、歳出総額41億3989万4千円で、歳入歳出差引残額は8941万7千円となつた。

### （1）一般会計

一般会計の歳入合計は、前年度比3.9%増、歳出合計は、前年度比5.5%増、ともに増加となつたが、この主な要因は、歳入では町税や普通交付税が増加したこと、歳出では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした様々な給付事業等を行つことによるものである。

歳入のうち町税の決算額は、対前年度比1.3%増の52億9418万7千円となり、歳入全体の構成比率では37.1%（対前年度比0.9ポイント減）で、歳入区分別構成比は、前年度と同様最大の割合を占め、町税決算額もピークであった平成26年度の54億6763万9千円と比較すると1億7345万2千円下回るもの、前年度に引き続き50億円の大台を確保するとともに、歴代第2位の町税決算額となった。

税目別では、町民税、固定資産税など町税の太宗を占める税目で増収となり、特に、住宅の新築や事業所の新たな設備投資などの課税客体の増加による固定資産税の伸びが目立っている。

町税については、納税者の利便性向上など、従来から収納率の向上に取り組んでいるところであるが、財産調査において電子化による預貯金取引照会システム（pipitLINQ）を導入し、調査期間の短縮を図ったほか税務事務経験者を滞納整理指導員として任用するなど事務の効率化を図った。

令和5年度の町税の収納率は98.44%（県内63市町村中33位）で、前年度と比較すると0.03ポイント上昇した。このうち現年度分は滞納の発生を抑止するため現年課税分の徴収強化に取り組んでいるところであるが、収納率は99.41%で順位は29位（前年度15位）に止まっている。

令和5年度の不納欠損額は、572万3千円（前年度753万2千円）、収入未済額は、7829万8千円（前年度7669万6千円）で、前年度とほぼ同様である。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や学校施設環境改善交付金、デジタル田園都市国家構想交付金などが皆増したが、価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金の皆減や社会資本整備総合交付金などが減額となり、21億5501万1千円（対前年度比2.2%減）と減少となった。

歳出決算総額に占める町税、分担金及び負担金、使用料、手数料その他の自主財源額の割合を示す自主財源比率は、令和元年度49.7%、2年度39.1%、3年度46.8%、4年度51.6%と推移したが、町債発行が増加したことにより、一般財源比率は69.9%（2.2ポイント減）、自主財源比率は51.1%（0.5ポイント減）と依存財源の割合が若干増加した。

決算剰余（欠損）の状況を標準財政規模との比較で表した実質収支比率は7.2%（対前年度2.6ポイント減）に減少したが、これは不用額が5億1791万円（前年度5億9506万8千円）に減少したことが主たる要因である。

この比率が高いほど財政にゆとりがあるとされるが必ずしも高ければ高いほど財政運営が良好とは言えず、標準財政規模の3～5%がのぞましいとされている。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度比4.5ポイント上昇し、85.2%となったが、町村にあっては70%程度に収まることが妥当とされ、75%を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつあると考えられている。

令和5年度末の町債現在高は、102億4179万9千円で、前年度に比べ、2855万7千円増加している。令和5年度の発行額は、環境事業所解体事業、男衾土地区画整理事業、男衾中学校長寿化改修事業など9億2351万1千円（対前年度比50.1%増）であった。

なお、普通交付税の代替財源として財源不足を補填する臨時財政対策債7921万1千円（前年度比56.7%減）が発行された。

歳入については、自主財源の一層の充実を図る観点から、企業誘致の推進による雇用の創出・拡大はもとより、ポストコロナを見据えた需要喚起や地域経済の復興、町有資産の有効利用、使用料及び手数料等の受益者負担の適正化、町税滞納対策の強化など、あらゆる歳入確保策に取り組み、本町の持続可能性を高めつつ、堅固な財政基盤の構築に努められるよう引き続き要望する。

令和5年度は、第6次寄居町総合振興計画後期基本計画の2年目にあたることから、社会全体のデジタル化、カーボンニュートラルの実現などの潮流を踏

まえ、「少子化対策の充実・強化」「地域内経済循環の促進」「教育施策の充実・強化」「健康長寿事業の積極的展開」の4つのテーマを掲げ、前期基本計画の成果を踏まえ各種事業が展開され、一部で繰越事業が生じたものの概ね事業目的に沿ってそれら事業が実施された。

各事業については、基本計画の目標値を達成した事業・施策がある一方、整備後の施設利用状況からは工夫・改善すべきものや多額の不用額を生じた事業もあり、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、事業の必要性・規模など予算編成段階においても「選択と集中」の観点からの検討が必要である。

また、義務的経費としての扶助費については、国の施策の動向により変動があるが、性質別経費として一般会計の構成割合は総額及び伸び率とも増加傾向にあり、現状においては国・県支出金が充当され自主財源が占める割合は比較的低いものの、高齢化の急激な進行の影響などに留意する必要がある。

町民の「健康長寿」は、本町の主要重点施策の一つであるが、平均寿命、65歳健康寿命、65歳要介護認定率などの健康指数は、男女とも依然として低位にとどまっており、県が公表している2023年度版「寄居町の健康指数」では、県内63市町村中、平均寿命38位（男性）、58位（女性）、65歳健康寿命は45位（男性）、63位（女性）、65歳要介護認定率は、23位（男性）、10位（女性）となっている。65歳要介護認定率については、改善傾向を示しているが、健康寿命などは低位にとどまっており、「健康長寿のまち県下ナンバー1」の目標の達成に向けた関係施策の強化と自主的・自発的な特定健診査を促すなどの取り組みが求められる。

超高齢・人口減少社会の影響は、本町も例外ではない。本町の高齢化率は33.7%（埼玉県の1.3倍）、合計特殊出生率は1.08（埼玉県の0.9倍）、今後様々な行政課題に対応するためには、多額の財政需要が見込まれる。

事業・施策の有効性や効率性については十分に検証し、費用対効果を基本とし無駄を徹底排除しながら不斷に事務事業を見直すことで、現下の課題に的確に対応するよう要望する。

また、各種調査や事務事業については、経年による状況の変化等を踏まえ、必要性を精査し、簡素・合理化を検討されたい。

## （2）特別会計

国民健康保険特別会計は、平成30年度から県と市町村が共同で運営を行い、また、令和2年度に国民健康保険税の税率改正が行われたことなどから、令和5年度の收支状況は、8067万8千円の黒字決算となった。

しかし、被保険者の減少による国民健康保険税の減少に加え一般会計からの赤字補填目的の法定外繰入金が町の赤字削減・解消計画に基づき、令和5年度で解消となり、また、令和7年度で保険事業分の法定外繰入金も終了することから歳入の確保が課題となっている。

また、歳出では、国民健康保険事業費納付金など収支に影響が大きい費目の

動向に加えて、全県的な被保険者負担の平準化に向けた国民健康保険税（料）の賦課方式の統一化や収納率の自治体間格差の是正への対応、本町独自の保健事業の扱いなどの課題が残されている。さらに、被保険者一人当たり医療費が年々増加し、国保財政を圧迫している。

後期高齢者医療特別会計は、高齢化に伴い被保険者及び加入率とも増加しており、一人当たり医療費も年々増加している。

後期高齢者の医療は、後期高齢者医療特別会計繰入金のほか一般会計からの後期高齢者医療事業の療養給付費負担金（令和5年度3億6313万4千円）及び国、県の公費負担での約5割、現役世代からの後期高齢者支援金の約4割並びに高齢者の保険料1割で賄われており、高齢化の進展に伴いさらに負担金等の公費負担の増加が見込まれる。

公設浄化槽事業特別会計は、下水道事業や合併処理浄化槽設置整備推進事業とあいまって、水質汚濁防止のため公設浄化槽を設置するものであるが、様々な事情から設置件数が伸び悩んでいる。

令和6年度から公営企業会計に移行するが、河川の水質の改善状況を踏まえ、公営企業会計移行後の管理体制や整備推進手法などについて検討が必要である。

### （3）公営企業会計

水道事業会計については、令和5年度の年間総配水量461万5m<sup>3</sup>（前年度比0.2%増）、年間有収水量430万7714m<sup>3</sup>（前年度比微増）でいずれも前年度を上回った。有収率は93.4%（前年度比0.3ポイント減）となつた。

経営指標の一つである経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回る、105.09%であった。

また、料金の妥当性を示すとされる料金回収率は、101.35%で、事業に必要な費用を給水収益で賄える状況とされる100%を上回っているが、前年度と比較すると数値がやや悪化している。電気料金の増大など動力費や修繕料の割合が増加しており、今後の動向等を注視する必要がある。

本年1月に発生した能登半島地震で改めて認識されたが、水道は必須の生活インフラであり「寄居町水道事業経営戦略」や「寄居町水道施設整備計画」を踏まえ、懸念される南海トラフ地震など、災害に強い施設・設備を行うとともに、引き続き効率化や合理化を推進し、健全経営に努められたい。なお、県営水道用水供給料金改定の動向にも留意されたい。

下水道事業会計は、令和2年度から下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が公営企業会計に移行し、会計処理が行われている。

年間処理水量は、公共下水道事業が111万7060m<sup>3</sup>、農業集落排水事業が21万47m<sup>3</sup>となり、有収水量は、公共下水道事業が100万9041m<sup>3</sup>、農業集落排水事業が19万2249m<sup>3</sup>となった。

経営指標の経常収支比率は、公共下水道事業については年々改善されており、令和5年度は103.51%になり、経費回収率についても令和5年度は100.55%と、概ね使用料で回収すべき経費を賄えているが、農業集落排水事業については、経常収支比率は100%を上回ったものの、経費回収率は100%を大きく下回る58.67%にとどまり、一般会計から農業集落排水事業補助金4796万4千円の支援のほか、農業集落排水事業出資金3029万9千円の支援を受けている。令和6年度からの公設浄化槽事業特別会計の企業会計の移行を踏まえ、公共下水道事業と農業集落排水事業に公設浄化槽を加えた一体的管理や下水・排水の下水道等への接続勧奨など一層の事業運営の効率化に向けた取り組みを要望する。

#### (4)まとめ

令和5年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化への対応のほかエネルギー・食料品高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援など経済情勢の不透明感が反映されるものとなった。

生命や個人・事業者の社会活動を制約した新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から感染法上の位置付けが「5類感染症」に移行され、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしてきたそれまでの仕組みから、個人・事業者の選択・判断を尊重し、自主的な取り組みをベースとした対応とされたところであるが、生活様式や経済活動への影響は依然として解消に至らず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に加え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による給付事業などが実施された。

男衾土地区画整理事業、男衾中学校長寿命化改修事業、地域通貨Yori-Ca(ヨリカ)事業などの主要事業のほかデジタル活用を支援する国の補助金を活用した鉢形城歴史館常設展示室展示替事業などを実施したところであり、各事業の効果や利活用状況を把握・評価し、行財政運営に生かされたい。

収入未済額の縮減は、財源確保や負担の公平性を確保する上で重要な課題であり、収納対策の強化、債権管理の取り組みによって縮減傾向にあるが、町税、民生費負担金（保育所保護者負担金）、土木使用料（町営住宅使用料）、貸付金元利収入（住宅資金貸付金）については、効果的な対策を講じ、未収金の解消に取り組む必要がある。なお、不納欠損処理を行う場合は、滞納者ごとに実態・事情を把握し、適切に事務処理を行うことを徹底されたい。

人口減少・少子高齢化、経済構造の変化、インフラ老朽化や自然災害リスクの増大など本町を取り巻く様々な社会経済状況や人口動向などを的確にとらえ、行政コストの削減、歳入の確保などに積極的に取り組むことにより、限られた財源を新たな時代に即した効果的な施策に振り向け、将来世代に過度な負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現するよう要望する。

令和5年度予算は「環境の変化に適応したものが生き残る」との所信のもとに編成され、様々な環境の変化をチャンスととらえた施策が展開されたところ

であるが、本町が目指すところは「可能性∞（むげんだい） 笑顔満タン よりいまち」の実現であり、「消滅可能性自治体」のレッテルを甘受することなく、尚一層アンテナを高くし「小さな変化」をも捉え、スピーディに諸課題に対応していくことが望まれる。